

平成23年8月 臨時会

津山圏域資源循環施設組合議会8月臨時会 会議録目次

津山圏域資源循環施設組合議会臨時会の招集請求について	1
津山圏域資源循環施設組合議会臨時会の招集について	2
議案の送付について	4
監査委員の選任について	6
組合議会運営予定表	7
議事日程	8
会議に付した事件	9
出席・欠席議員	9
出席した説明員	9
出席した事務局職員	9

第1号（8月27日）

開会宣言	10
日程第1 議席の指定	10
日程第2 会議録署名議員の指名	10
日程第3 会期の決定	10
日程第4 津山圏域資源循環施設組合議会議長選挙	10
日程第5 津山圏域資源循環施設組合議会副議長の辞職願の許可について	13
日程第6 津山圏域資源循環施設組合議会副議長選挙	13
日程第7 議案第9号～議案第11号、報告第2号一括上程	14
会議時間の延長について	14
日程第8 監査委員の選任について	32
閉会宣言	33
会議録署名議員	33
発言通告一覧表	34

津山圏域資源循環施設組合
管理者 宮 地 昭 範 殿

津山圏域資源循環施設組合議会議員	岡 安 謙 典 ⑩
津山圏域資源循環施設組合議会議員	近 藤 吉 一 郎 ⑩
津山圏域資源循環施設組合議会議員	津 本 憲 一 ⑩
津山圏域資源循環施設組合議会議員	北 本 周 作 ⑩
津山圏域資源循環施設組合議会議員	西 野 修 平 ⑩

津山圏域資源循環施設組合議会臨時会招集請求について

下記の件について、津山圏域資源循環施設組合議会臨時会を招集されるよう地方自治法第101条第3項の規定により請求します。

記

会議に付すべき事件

津山圏域資源循環施設組合議会議長選挙

津山圏域資源循環施設組合副議長選挙

津資組第 172 号
平成23年8月18日

津山圏域資源循環施設組合議会議員 殿

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮地 昭範

津山圏域資源循環施設組合議会 8月臨時会の招集について

このことについて、別紙津山圏域資源循環施設組合告示第7号の写しを添えてお知らせします。

津山圏域資源循環施設組合告示第7号

平成23年8月18日

平成23年8月27日（土曜日）午後1時30分、津山圏域資源循環施設組合議会8月臨時会を津山市役所議場に招集する。

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮地 昭 範

付議事件

- 津山圏域資源循環施設組合議会議長選挙
- 津山圏域資源循環施設組合議会副議長の辞職願の許可について
- 津山圏域資源循環施設組合議会副議長選挙
- 平成23年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第1次）
- 津山圏域クリーンセンター施設建設・運営事業者選定委員会設置条例
- 津山圏域資源循環施設組合監査委員条例
- 津山圏域資源循環施設組合監査委員の選任について
- 管理者が専決した「津山圏域資源循環施設組合行政財産使用料徴収条例」について

津資組第 174号
平成23年8月18日

津山圏域資源循環施設組合議会議員 殿

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮地 昭範

議案の送付について

津山圏域資源循環施設組合議会臨時会に提出する議案を、別添のとおり送付します。

記

- 議案第 9号 平成23年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算(第1次)
- 議案第10号 津山圏域クリーンセンター施設建設・運営事業者選定委員会設置条例
- 議案第11号 津山圏域資源循環施設組合監査委員条例

津資組第 190号
平成23年8月27日

津山圏域資源循環施設組合議会議員 殿

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮地 昭範

議案の送付について

津山圏域資源循環施設組合議会臨時会に提出する議案を、別添のとおり送付します。

記

議案第7号 津山圏域資源循環施設組合監査委員の選任について

監査委員の選任について

監査委員に下記の者を選任したいから、津山圏域資源循環施設組合同規約第14条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	氏 名	生年月日
勝田郡勝央町岡 1299 番地	岡本 良市	昭和 13 年 8 月 10 日

平成 23 年 8 月 27 日提出

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮 地 昭 範

8 月臨時組合議会運営予定表

月 日	曜	会 議	備 考
8 月 27 日	土	<p>○全員協議会（午後 1 時 00 分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次第 1 開会 ・次第 2 管理者あいさつ ・次第 3 協議事項 <p>（1）議事日程について （2）議会運営について （休憩）</p>	
		<p>○本会議開会（午後 1 時 30 分）</p> <p><u>議事日程（第 1 号）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日程第 1 議席の指定 ・日程第 2 会議録署名議員の指名 ・日程第 3 会期の決定 ・日程第 4 津山圏域資源循環施設組合議会議長選挙 <p>【新議長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日程第 5 津山圏域資源循環施設組合議会副議長辞職願の許可について ・日程第 6 津山圏域資源循環施設組合議会副議長選挙 <p>（休憩）</p>	
		<p>○全員協議会再開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次第 4 報告・説明事項 	
		<p>○本会議再開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日程第 7 （議案第 9 号）～（報告第 2 号） ・日程第 8 （議案第 7 号） <p>閉会</p>	

平成23年8月津山圏域資源循環施設組合議会臨時会議事日程

(第1号)

平成23年8月27日(土) 午後1時30分開議

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 津山圏域資源循環施設組合議会議長選挙
- 日程第 5 津山圏域資源循環施設組合議会副議長の辞職願の許可について
- 日程第 6 津山圏域資源循環施設組合議会副議長選挙
- 日程第 7 議案第 9号 平成23年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算
(第1次)
 - 議案第10号 津山圏域クリーンセンター施設建設・運営事業者選定
委員会設置条例
 - 議案第11号 津山圏域資源循環施設組合監査委員条例
 - 報告第 2号 管理者が専決した「津山圏域資源循環施設組合行政財
産使用料徴収条例」について
- 日程第 8 議案第 7号 津山圏域資源循環施設組合監査委員の選任について

本日の会議に付した事件

日程番号	会議に付した事件
第 1	議席の指定
第 2	会議録署名議員の指名
第 3	会期の決定
第 4	津山圏域資源循環施設組合議会議長選挙
第 5	津山圏域資源循環施設組合議会副議長の辞職願の許可について
第 6	津山圏域資源循環施設組合議会副議長選挙
第 7	議案第 9 号～議案第 1 1 号、報告第 2 号 一括上程
	会議時間の延長について
第 8	監査委員の選任について

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退	議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退
1	岡 安 謙 典	出席		9	浦 矢 薫	出席	
2	北 本 周 作	〃		1 0	日 並 克 己	〃	
3	近 藤 吉 一 郎	〃		1 1	岡 本 良 市	〃	早退
4	末 永 弘 之	〃		1 2	福 田 弘	欠席	
5	津 本 憲 一	〃		1 3	井 戸 賢 一	出席	早退
6	西 野 修 平	〃		1 4	鷹 取 渡	〃	
7	松 本 義 隆	〃		1 5	日 神 山 定 茂	〃	
8	村 田 隆 男	〃		1 6	三 船 勝 之	〃	

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
管 理 者	宮 地 昭 範	会 計 管 理 者	野 上 二 郎
副 管 理 者	山 崎 親 男	事 務 局 長	村 上 祐 二
〃	西 田 孝	事 務 局 次 長	河 島 邦 生
〃	花 房 昭 夫	事 務 局 次 長	甲 田 勉
〃	定 本 一 友	総 務 課 参 事	山 本 倫 史
〃	大 下 順 正	施 設 課 参 事	平 井 清 治
理 事	田 口 順 司	〃	永 禮 治

職務のため出席した事務局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
総務課主幹	立 石 克 之	施設課主幹	松 原 寿 治
総務課主幹	杉 山 義 和	施設課主査	安 道 智 秋
総務課主幹	平 井 良 幸	施設課主任	松 岡 誠 志
総務課主査	金 田 真 由 美	総務課主査	間 山 秀 樹

会議場所 津山市役所 議場

平成 23 年度津山圏域資源循環施設組合 8 月臨時会議事録

(開会

開会宣言 午後 2 時 30 分)

●副議長（三船勝之氏）

本日、平成 23 年 8 月津山圏域資源循環施設組合議会臨時会が招集されましたところ、皆様方におかれましてはご多用のところご参集をいただき、大変ご苦勞様です。

ご承知のとおり当組合議会の議長が欠員となっております。本日は、地方自治法第 106 条の規定により、私が議長の職務を行うことになりました。もとより議長選出までの限られた期間ではございますが、議員各位のご協力によりまして、無事この責務を果たしたいと存じますので何とぞ、円滑な議事運営にご協力をいただきますようよろしくお願い致します。

ただいまの出席議員は 15 名であります。欠席届が福田 弘君から出ております。定足数に達しておりますので、これより平成 23 年 8 月津山圏域資源循環施設組合議会臨時会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議席の指定

●副議長（三船勝之氏）

日程第 1、「議席の指定」を行います。

議員の議席は会議規則第 3 条第 2 項の規定により、ただいまご着席のとおり指定いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

●副議長（三船勝之氏）

日程第 2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 27 条の規定によって、1 番 岡安謙典議員、10 番 日並克己議員を指名します。

日程第 3 会期の決定

●副議長（三船勝之氏）

日程第 3、「会期の決定」を議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日 1 日としたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

[承認 「異議なし」との呼ぶ者あり]

●副議長（三船勝之氏）

異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 4 津山圏域資源循環施設組合議会議長選挙

●副議長（三船勝之氏）

それでは日程第 4、「津山圏域資源循環施設組合議会議長選挙」を行います。

この際、お諮りいたします。今回の臨時会に限り、組合議会会議規則に選挙等の規程がな

く、津山市議会会議規則を準用することで、運用を諮りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[承認 「異議なし」との呼ぶ者あり]

●副議長（三船勝之氏）

異議なしと認めます。よって津山圏域資源循環施設組合議会議長選挙は津山市議会会議規則を準用してとり行うことに決定しました。

この際、お諮りいたします。

この選挙は地方自治法第118条の規定によるものであり、選挙の方法は、投票による方法と、指名推薦による方法がございますが、先ほどの全員協議会での申し合わせにより、選挙の方法は投票によることにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[承認 「異議なし」との呼ぶ者あり]

●副議長（三船勝之氏）

ご異議なしと認めます。よって津山圏域資源循環施設組合議会議長選挙は投票によることに決しました。

これから、投票による選挙を行いますので、議場の閉鎖をお願いします。

[議場 閉鎖]

●副議長（三船勝之氏）

ただいまの出席人数は15名であります。

この選挙は地方自治法第118条の規定により公職選挙法が運用されます。念のために申し上げますが、投票は単記無記名であります。これから投票用紙を配付いたします。

[投票用紙 配付]

●副議長（三船勝之氏）

投票用紙の配付漏れはありますか。

[「ありません」との呼ぶ者あり]

●副議長（三船勝之氏）

配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

[投票箱 点検]

●副議長（三船勝之氏）

投票箱点検異常なしと認めます。

それでは、これから投票を行います。投票立会人は指名をいたしません。開票の場合のみ立会人を指名いたしますのでご承知おき願います。これから、書記の点呼に応じ順次投票を願います。

[書記 番号指名点呼 投票]

●副議長（三船勝之氏）

投票漏れはありますか。

[「ありません」との呼ぶ者あり]

●副議長（三船勝之氏）

投票漏れなしと認めます。投票は終了いたしました。議場の閉鎖を解きます。

[議場 開鎖]

●副議長（三船勝之氏）

これから開票を行います。

会議規則の規程により、開票立会人に、1番 岡安謙典君、9番 浦矢 薫君、15番 日
神山定茂君の3名を指名いたします。直ちに、お立会いを願います。

[開票]

●副議長（三船勝之氏）

それでは、開票の結果を報告いたします。

投票総数 15 票。これは先程の出席議員数に符合いたしております。

このうち有効投票		15 票
無効投票		0 票
有効投票中	松本 義隆君	8 票
	西野 修平君	5 票
	北本 周作君	2 票

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数 3.75 票であります。

よって、松本義隆君が津山圏域資源循環施設組合議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました松本義隆君が議場におられますので、この際、本席から
口頭により当選の告知をいたします。この際、新議長にご挨拶をいただきます。

ご登壇願います。

●議長（松本義隆氏）〔登壇〕

ただいま、皆様方のご推挙によりまして、この津山圏域資源循環施設組合議会議長という
大変重要な要職に就くことになりました。誠に身に余る光栄であると同時に、責任の重大さ
を痛感しております。当組合は、津山圏域 1 市 4 町で整備を進めている広域的、総合的なご
み処理施設である領家地区の新クリーンセンターの建設及び運営を担うべく設立されたも
のであります。円滑な議会運営を通じて圏域住民の負託に答え、施設の早期完成に誠心誠意
尽力してまいり所存でございます。どうか何卒、皆様方のご指導、ご協力を賜りますよう心
からお願いを申し上げまして、誠に簡単措辞ではございますけれども就任のご挨拶とさせて
いただきます。ありがとうございました。〔降壇〕

●副議長（三船勝之氏）

ご協力ありがとうございました。私に与えられた任務は以上で終了いたしました。

ここで議長席を交代いたします。

●副議長（三船勝之氏） [議長席 離席]

●議長（松本義隆氏） [議長席 着席]

●議長（松本義隆氏）

それでは、この際、しばらく会議を休憩いたします。

再開は午後3時としたいと思います。

[午後2時49分 休憩]

[午後3時 再開]

日程第5 津山圏域資源循環施設組合議会副議長の辞職願の許可について

●議長（松本義隆氏）

御着席を願います。休憩前に引き続き会議を再開いたします。先ほど休憩中に副議長から副議長の辞職願の申し出がございました。よってこれより日程第5に入り、「津山圏域資源循環施設組合議会副議長の辞職願の許可」について議題といたします。

お諮りをいたします。三船勝之君の「副議長の辞職願について」、これを許可することにご異議ございませんか。

[承認 「異議なし」と呼ぶ者あり]

●議長（松本義隆氏）

ご異議なしと認めます。

よって、三船勝之君の「副議長の辞職願について」は許可することに決しました。

この際、会議をしばらく休憩いたします。再開は、追ってお知らせいたします。

[午後3時2分 休憩]

[午後3時20分 再開]

日程第6 津山圏域資源循環施設組合議会副議長選挙

●議長（松本義隆氏）

御着席を願います。休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは日程第6に入り、津山圏域資源循環施設組合議会副議長選挙を行います。

この際、お諮りいたします。本件は、全員協議会の申し合わせにより、地方自治法第118条第2項の規定による推薦とすることとし、指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[承認 「異議なし」と呼ぶ者あり]

●議長（松本義隆氏）

ご異議なしと認めます。よって、津山圏域資源循環施設組合議会副議長選挙は指名推薦によることとし、議長において指名することに決しました。それでは、指名をいたします。

副議長に、鏡野町議会選出の浦矢 薫議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました浦矢 薫君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

[承認 「異議なし」と呼ぶ者あり]

●議長（松本義隆氏）

ご異議なしと認めます。よって、浦矢 薫君が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました浦矢 薫君が議場におられますので、この際、本席から口頭により当選の告知をいたします。ここで、新副議長からご挨拶をいただきます。副議長、登壇。

●副議長（浦矢 薫氏）〔登壇〕

鏡野町議会の浦矢でございます。皆様方の温かいご推薦をいただきまして、重責をいただきました。もとより、浅学非才な私でございますけれども、松本議長の補佐を一生懸命しながら、そして、皆様方のご理解とご協力をいただきながら一生懸命頑張らせていただく覚悟でございます。どうか皆様、よろしくお願ひ申し上げます。〔降壇〕

●議長（松本義隆氏）

はい。ありがとうございます。この際、会議をしばらく休憩いたします。

再開は全員協議会終了後といたします。引き続き、全員協議会室にお集まりください。

[午後 3 時 25 分 休憩]

[午後 4 時 30 分 再開]

日程第 7 議案第 9 号～議案第 11 号、報告第 2 号一括上程

●議長（松本義隆氏）

御着席を願います。休憩前に引き続き会議を再開いたします。この際、お諮りをいたします。会議時間は午後 5 時までとなっておりますが、議事の都合により、あらかじめこれを延長することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[承認 「異議なし」との呼ぶ者あり]

●議長（松本義隆氏）

ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

この際、報告をいたします。

平成 22 年度津山圏域資源循環施設組合繰越明許費繰越計算書について、7 月臨時会の全員協議会において説明がありましたが、この会議において改めて報告といたしますので、ご覧いただくようお願いをいたします。

それでは、日程第 7 に入り、議案第 9 号「平成 23 年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第 1 次）」から議案第 11 号「津山圏域資源循環施設組合監査委員条例」までの議案 3 件、報告第 2 号「管理者が専決した「津山圏域資源循環施設組合行政財産使用料徴収条例」について」の報告 1 件を一括上程し、議題といたします。

この際、管理者の提案理由の説明を求めます。宮地管理者、登壇。

△管理者（宮地昭範氏）〔登壇〕

本日、ここに平成 23 年 8 月津山圏域資源循環施設組合議会臨時会を招集いたしました

ころ、議員の皆様方おかれましてはご多用中にもかかわらずご出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、ただいま上程されました議案につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第9号「平成23年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第1次）」につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

平成23年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第1次）は、事業内容の追加に伴う所要の補正を行うもので、歳入歳出予算にそれぞれ3,145万円を増額し、総額を2億7,253万8千円とするものでございます。

追加する事業内容など、詳細につきましては、後ほど大下副管理者よりご説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第10号「津山圏域クリーンセンター施設建設・運営事業者選定委員会設置条例」につきましては、今後、組合としての重要施策でございます津山圏域クリーンセンターの施設建設・運営事業にかかる民間事業者の選定を公平かつ適正に実施するための重要事項に関する審査及び調査を行うため、地方自治法の規定によりまして、管理者の附属機関として津山圏域クリーンセンター施設建設・運営事業者選定委員会を設置するものでございます。

次に、議案第11号「津山圏域資源循環施設組合監査委員条例」につきましては、地方自治法第202条の規定によりまして、法律で定められていない部分を補うため、ここで新たに監査委員条例を制定するものでございます。監査事務につきましては、従来より、津山市の例により業務を行っておりましたが、今回、法の趣旨によりまして、津山市監査委員条例の規定を準用し必要事項を定めるものでございます。

次に、報告第2号「管理者が専決した津山圏域資源循環施設組合行政財産使用料徴収条例」につきましては、先般7月臨時会にご提案いたしましたが、議決を得ることができず、また埋蔵文化財の調査を進めるため、専決処分をいたしましたものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議の上、御議決、御承認賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

●議長（松本義隆氏）

補足説明。大下副管理者。

△副管理者（大下順正氏）

それでは私より、議案第9号「平成23年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第1次）」につきまして、補足説明を申し上げますので、補正予算書をご覧いただきたいと思っております。

平成23年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第1次）は、歳入歳出、それぞれ3,145万円を増額しまして、総額を2億7,253万8千円とするものでございます。

歳出予算につきましてご説明いたします。

補正予算書の5ページをお開きいただきたいと思っております。

25 款「衛生費」、20 項「清掃費」、20 目「施設建設費」では、3,145 万円の増額を行っております。

13 節「委託料」では、新たに土壤調査業務委託の 2,887 万 7 千円と、地域計画の変更等の業務委託 257 万 3 千円を計上いたしております。

次に歳入予算につきましてご説明を申し上げます。

補正予算書の 4 ページをご覧くださいと思います。

80 款 10 項 10 目「繰越金」について、当初予算 9,910 万 1 千円に対しまして 3,145 万円の増額を行いまして、補正後の額は 1 億 3,055 万 1 千円となりまして、平成 22 年度歳計剰余金の一部を歳入として計上いたしております。

以上補足説明とさせていただきます。

●議長（松本義隆氏）

提案理由の説明は終わりました。

議案第 9 号から議案第 11 号までの議案 3 件と、報告第 2 号の報告 1 件について質疑を行います。それでは、お手元に配付した発言通告一覧表に従い順次質問を許可いたします。

4 番 末永弘之君 登壇

△4 番（末永弘之氏）〔登壇〕

まず、宮地管理者の領家での事業推進へ向けての新たな決意とでもいうべき考えを、全員協議会でお聞きしました。そこで、管理者にお尋ねしますが、公募様式に基づく領家の申請書についてですが、問題がなかったわけではないと認めながら、適地選定委員会などで特に問題点が指摘されていないから領家の書類を認めるというのでは、どうしても納得がいきません。何回も指摘をしてきましたが、領家の申請は久米連合町内会が申請者本人であり、共同申請が義務付けられていた隣接地域の鏡野町側は、名前が書かれていない書類であったのは明確になっております。この間違いをそのままにして、何で領家で事業推進ができるのか明らかにしてください。

次に、地元町内会との覚書についてですが、これが結ばれるまでに完全に秘密裏に事が運ばれ、議会はもちろん、当時のブロック協議会の相談もなく結ばれていたというのも事実です。そして、覚書の内容は公募条件から大きく逸脱したものであり、建設予定地に焼却灰を捨てるという、ごみ処理センターの根幹に関わる項目を完全に無視して、灰の持ち出し方式で、あなた方が言うごみ処理施設を私のところに作ってくださいと申し出てきた領家町内会を納得させたわけです。これは全くお話にならない経過です。ただちに覚書を公募条件に合致させる必要があるものです。まだ、領家町内会が理解していないというので、先程の全協では継続的に話し合うという報告でした。ただちに覚書のやり直しの必要があります。それができないと事が前に行かない。このように思いますが、お答えください。

宮地管理者は桑山政治手法を批判する人達の力、領家で事業推進することに反対する人達、おかしいと疑問に思う人達の力で当選したのに、領家を止めることが最大のこの人達への贈りものになるのではないかと思います。管理者の気持ちを聞かせてください。そして、領

家で事業推進するとしても、前任者との違い、それを私があえて宮地らしさと述べておきますが、どこが宮地らしさなのか、前任者桑山さんとの違いはどこか、わかるようにすべきではないかとの思いでお答えください。

続いて、議案9号補正予算についてお尋ねします。

今回の臨時会は7月臨時会において、議長を決めることができなかつたために延期された議会です。一ヶ月経過していますから事態が動くというのはわかりますが、本来7月に議長が決まるとれば今日の臨時会は無かつたとすれば、この補正予算は一体どうなっていたんでしょうか。

加えて、議案10号のクリーンセンター施設建設・運営事業者選定委員会設置条例及び11号の監査員条例等々も同じです。11月には定例議会が控えてるわけです。提案の仕方がかなり邪道ではないかと思いますが、お答えください。議案9号約3千1百万円の補正予算。土壌調査や地域計画変更に関するものですが、かつて、元の地権者(株)ENAゴルフが調査した時に環境基準を超えてヒ素と鉛が見つかった場所と関わっていると思いますが、環境調査の方法が大きく変化したのが原因で、環境基準を超えた有害物質は見つかっていませんが、かつての(株)ENAゴルフが行ったのと同じ方法でやれば、環境基準値を今でも超えたヒ素や鉛があると思われそうですが、それでも安全だと言われる。なぜと言われるのか考えをお聞かせください。

そして、今回の土壌調査の結果、有害物質が環境基準を超えて見つかったと仮定しますと、領家での事業実施ということをどのように考えられますか、これも明確にして調査に入る必要があると思いますが、お答えください。今回の土壌調査は、専門官から将来施設を閉じる時の用心が必要と言われ、予定地内の全般的な調査もあると言われていますが、この、全般的な予定地域の調査場所として、いわゆる産廃が埋められていた場所は、広い意味で調査対象地域に入るとは思いますが、どのように対応されますか。関連して、あれは産廃であると断言すべきではありませんか。今でも異物と称しますか。お答えください。

議案10号クリーンセンター施設建設・運営事業者選定委員会ですが、12日に開催された津山圏域クリーンセンター整備・運営検討委員会での関連性をどのように考えるか、わかりやすく教えてください。

予算の明許繰越が、先程、議長の発言にもありました。7月議会では報告事項になりましたが、8月臨時会では、もう報告済という扱いになってしまいました。約1億2千4百52万円の事業はどんな事業で、なぜ執行ができなかつたのか、正式な臨時会の本会議で質問ができないということで終わってよいもののでしょうか。7月に、質問があればお聞きする予定はしていましたけれども、明許繰越の報告などは二度と報告がないわけです。先程、議長が見てくださいということでした。決算議会の議案には出てくるんでしょうけれども、明許繰越が報告された議会でそれが臨時会であろうと、定例会であろうと、議員に質問権を与えるべきだと思いますが、どのように思いますか。明らかにしてください。議会の審査権との絡みがあると思います。

さて、最後に4つの町から出とられる副管理者の皆さんにお尋ねしますが、美咲町の町長さん以外の皆さんは公募が始まった2008年、平成18年には美作市を含めた津山ブロックごみ処理広域化対策協議会を組織して、副責任者でした。

そこで、お尋ねですが、公募が終わって9つの地域から応募があったという報告を聞いて、適地選定委員会で検討してもらおうという話し合いを当然、ブロック協の役員会でしたと思うんです。9地域の一覧表などがそこで配付されたと思います。もし、配付がなかったとしても、9地域の申請者や地名などが報告されたと思いますが、領家の場合はどんな報告であったのか、申請者は誰だと報告があったのかお尋ねして登壇での質問を終わります。

●議長（松本義隆氏）

はい。管理者 登壇。

△管理者（宮地昭範氏）[登壇]

末永議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、領家の申請の間違いをそのままにして領家で事業推進ができるのかと。とのお尋ねでございます。津山市長として行いました検証の中で、公募申請については問題があったが適地選定委員会においては、終始、客観的で合理的な選定が行われておりました。建設候補地の決定につきましては、前述の事実が候補地決定へ影響を及ぼすものでなかったものと判断をいたしておるところでございます。結果的には、申請を無効とする結論には達することができないと、このように判断をいたしておるところでございます。

次に、覚書のやり直しができないと事業が前進しないのではないかと。とのお尋ねでございます。現在の覚書は、津山圏域クリーンセンター建設事業の円滑な推進を図ることを目的といたしました。津山ブロックごみ処理広域化対策協議会と領家町内会との間で締結されているものでございまして、協議会の津山圏域資源循環施設組合移行に伴い、覚書の再締結は必要でございます。事業を進めながら見直しについて、早急に協議を続けてまいりたいと。そのように考えておるところでございます。

次に、領家での事業推進を止めることが、私を支持してくださった人達への最大の贈り物ではないかと。とのお尋ねでございます。前管理者の政治手法を批判する人達、あるいはまた、領家での事業推進に反対する人達の支持があったことは、私は十分、理解をしております。しかし、新クリーンセンター建設事業は、津山圏域資源循環施設組合を構成する1市4町の住民生活に不可欠な施設でございます。早期完成が求められていることから、領家地区での事業推進を図るべきと。このように苦渋の判断をいたしたところでございます。

領家で事業を推進するにしても前管理者との違いはどこか。とのお尋ねでございます。まず、施設配置につきましては、今まで協議の中で積み上げてきました案を元に、現在の地形の改変を最小限にして移動させる。土の量を削減するなど住環境、あるいはまた自然環境に最大限配慮したものにまいりたいと、このように思っております。

更に、熱回収施設の規模につきましては、ごみの減量化を図り、現行計画の1日150tを128tに縮減することを目指しまして、11億円の建設費を縮減をいたしたいと。このように

考えております。

更に、自然由来の土壌詳細調査及びダイオキシン類の事前調査並びに残土処理地の安全確認のための再調査など、安全安心の確認として、土壌調査を決定をいたしたいと思っております。

覚書につきましては、諸状況の変動などによりまして、セメント原料化方式などによる焼却灰の資源化処理が困難になった場合、最終処分場で焼却灰の適正処理を行うなど不測の事態へ対応できるように見直しを行ってまいりたいと思っております。ごみの焼却熱を有効に活用した高効率発電また太陽光発電によりまして、再生可能エネルギー活用に取り組むなど、私なりの修正、変更を管理者会で合意を得ました。最終的にはより良い施設が完成したと評価していただけるよう、これからも努力をしてみよう、こういう決意でおるところでございます。以上でございます。

●議長（松本義隆氏）

大下副管理者

△副管理者（大下順正氏）

はい。組合議会の7月臨時会で議長が決まっていれば8月臨時議会はなかったが、その場合、今回の議案第9号の補正予算はどうなっていたのかと。

それから、議案第10号及び議案第11号の条例も同様で、11月には定例会が控えておりまして、提案の仕方が邪道ではないかと。こういったお尋ねでございました。

まず、議案第9号の平成23年度組合会計補正予算（第1次）は土壌調査業務委託並びに地域計画変更等の業務委託実施に伴う委託料の増額補正でございまして、8月臨時議会がなかった場合は11月定例会での議案となりまして、年度内完了を見込むことは非常に難しくなります。そこで、年度内に完了をするということで今回の議案とさせていただいたものでございますので、どうかご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、議案第10号津山圏域クリーンセンター施設建設・運営事業者選定委員会設置条例につきましては、今回の事業スケジュールの見直しに伴いまして緊急に設置する必要が生じたものでございます。

それから、議案第11号津山圏域資源循環施設組合監査委員条例につきましては、事務を行っていく上で組合例規に必要なものでございまして、臨時議会ではございますが、議案として提案をさせていただきましたので、どうかご理解を賜りますよう、よろしく願いしたいと思っております。以上であります。

●議長（松本義隆氏）

西田副管理者

△副管理者（西田 孝氏）

公募終了後の9地区の一覧表配付がどうであったかということで質問に対してお答えいたします。だいぶ前の事でございまして、私の記憶では公募終了後、ブロック協議会の会議で、9地区の一覧表の配付はなかったというふうに記憶をいたしております。ただ、口頭で

9地区の地区名を言われまして、そして、こうこうした地区から応募があったと、今後、適地選定委員会で順次、各選定項目について協議、検討を行っていく予定であると、報告は受けたと思っております。したがって、領家地区の申請者は誰だったかということは存じませんでしたが、ただ、そのうちの為本地区につきましては、我が町勝中央町所有地で行ったので、私が申請者で行ったので、そのことにつきましてはわかっていると。以上でございます。

●議長（松本義隆氏）

村上事務局長

△事務局（村上事務局長）

それでは、私の方から土壌関係4点お答えをいたします。

まず、元の地権者と同じ方法で土壌調査を行えば環境基準を超えたヒ素や鉛があると思われるが、それでも安全と言われるのかということでございます。組合では平成15年から施行された土壌汚染対策法に準拠して、土壌調査を実施し、調査した全地点において、安全性を確認しております。また、前地権者が行いました土壌調査は土壌汚染対策法施行前のもので、資料の採取、分析方法などの調査方法も異なっております。現在では検査機器の精度も向上しており、比較は困難であるというふうに考えております。

2点目でございます。今回の土壌調査の結果、環境基準を超えた物質が見つかったと仮定すると、領家での事業実施をどのように考えるのかということでございます。土壌調査は工事中の土壌の飛散、流出による環境への影響を事前に把握し、対策を講じるために行うものでございます。調査結果が環境基準を超えていた場合は、法令などに基づいて適切な対応を取りたいと考えております。

3点目。今回の土壌調査において、いわゆる産廃が埋められていた場所はどのように対応するのかということでございます。当該箇所は専門家から、表層部だけではなく掘削された深さまで調査が必要との意見をいただいております。工事を開始する前に改めて必要な調査を行い、土壌の安全性を確認したのち、進めてまいりたいと考えております。

4点目。あれは産廃であると断言すべきと思うが、今でも異物と言うのかということでございます。今後、事業を進める中で土壌の安全性は確認していきますが、仮に廃棄物と疑われるものが出てきた場合は、そこで、分析等を実施し、判断したいと考えております。以上でございます。

●議長（松本義隆氏）

甲田事務局次長

△事務局（甲田事務局次長）

それでは、議案第10号の津山圏域クリーンセンター施設建設・運営事業者選定委員会と12日に開催されました津山圏域クリーンセンター整備運営検討委員会との関連性をどのように考えるのかのお尋ねでございます。

今回、議案第10号として提案をしております津山圏域クリーンセンター施設建設・運営

事業者選定委員会でございますが、こちらは施設の建設及び運営を行う民間事業者を公平かつ適正に選定することを目的に設置するものでございます。一方、津山圏域クリーンセンター整備運営検討委員会につきましては、施設の整備並びに運営について調査検討を行いまして、組合管理者への提言を行うなど、環境に配慮した円滑な事業の推進を図ることを目的に設置されたものでございます。両委員会が直接に関連することはございません。

もう1点でございますが、予算の明許繰越について7月臨時会で報告されたが、事情により質問する機会が与えられず、8月臨時会では二度と報告がないため質問ができないことは明らかに議会の審議権を奪うということになるのではないかとのお尋ねでございます。

明許繰越費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、翌年5月31日までに繰越計算書を調整しまして、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないと規定されております。そのため、繰越計算書につきましては本来7月臨時会において報告を予定しておりましたが、事情によりまして報告ができておりません。そのため、今回の8月臨時会におきまして報告をいたしたところでございます。したがって、決して議会の審議権を奪うというものではないと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

△4番（末永弘之氏）

議長すいません。再質問に入る前にちょっと資料を配らんと、ちょっと再質問がやりにくいんで、配る時間を与えて下されませんか。

●議長（松本義隆氏）

はい。ただいまの末永議員の資料配付の申し出については許可をいたします。質疑が終わりしましたら資料の回収をお願いしたいと思います。

[資料 配付]

●議長（松本義隆氏）

4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

申請書の間違いについて再質問します。配付した資料を皆さんご覧ください。領家地域の申請書のコピーと、2枚目、応募があった9地域を一覧にした表です。この表は、津山市議会が適地選定委員会に提出した、応募地域について話し合いをした時の説明資料を求めた時に提出してきた書類のコピーです。申請書にも一覧表にも周辺地域として鏡野町側は名前がありません。更に、2つの書類の地元町内会というところの欄を見てください。申請用紙では、領家が周辺町内会のところに個人名、印鑑、そして、一覧表の領家地域のところでは、地元地域の欄に、筆頭に領家町内会が書かれており、その下に久米連合町内会が書かれています。これは、申請書を偽っている書類ではありませんか。

適地選定委員会に誤った資料を出して、間違った認識を与えてしまった。そして、皆さん方も私も、領家地域が申請したんだから当然、領家町内会が正式な手続きを取った申請者であると、まさに、錯覚におとされたものです。答弁で、適地選定委員会では、合理的な選定

が行われ、間違ったと指摘した部分が、候補地決定に影響を及ぼすものではなかった。との答弁でしたが、申請書類と一覧表の違い。これは、桑山政治は適地選定委員会までも騙してきた。間違っった書類で、あたかも領家町内会が申請者本人だと信じこませた。だから、おかしいという意見すらでなかったと言うべきです。宮地市政になって、この間違いを正すのが、宮地らしさではないでしょうか、教えてください。

西田さんに、同じ資料を見てもらってると思いますが、同じことを聞きます。

2007年、19年の6月25日、当時のブロック協議会を開いて、適地選定委員会の報告に基づいて現地を視察し、建設予定地として領家を決定させた時に、領家が最高点、為本と安井が同列の2位と適地選定委員会の報告を受けて、あなた方が領家を決定しました。その時に、領家で良いという、どのような論議をして決めたのか、覚えてる範囲で教えてください。そして、資料を見てどのように思われますか。たぶん、初めて目にする資料ではないかと思いますが、申請書にある申請者と9地域を一覧にした表では、明らかに申請者の欄が違うわけです。そして、以前にも聞いたことがあります、資料を提示して質問するのが今回初めてです。鏡野町の町長さん、副管理者、公募条件にある鏡野町下原上と下が共同申請者にはなっておりません。これが事実です。この書類が、よく見てください。書類を見てどのように思われますか。教えてください。

覚書についてですけれども、再締結の必要性は認められましたけれども、ブロック協議会という名前が変わったからとか、事業を進めながら見直すというのは、完全に間違っているんじゃないですか。ごみ処理施設建設にあたって、公募で建設予定地を決めたというのであれば、何がどうあっても公募で示した条件3点セットを、無条件受け入れるのが応募してきた地域の当然の義務ではありませんか。これが結ばれるまでは、完全に秘密裏に事が運ばれ、議会はもちろん、当時の、ここにおられるブロック協議会の副会長にも相談なく結ばれた覚書なんです。その覚書の内容は、公募条件から大きく逸脱しとんです。建設予定地に焼却灰を捨てるというごみ処理センターの根幹に関わる項目を完全に無視して、灰の持ち出し方式であなた方が言う、ゴミ処理施設を私のところに作ってくださいと申請してきた領家町内会を納得させるという馬鹿な方法がどこに通用するんですか。全く、お話にならない経過です。直ちに、白黒言わんと覚書を公募条件に合致させる。ここから領家の事業が推進されなきゃいけません。ごくごく当たり前のことを言っただけです。領家の町内会から、3点セットを無条件で引き受けます。と、申請があつてしかるべきことなんですよ。その、領家町内会がとやかく覚書について言うような資格はないでしょうがな。それができんから12月まで延ばす。そんな馬鹿なことがどこにありますか。もういっぺん教えてください。

宮地市長を支援した人達への贈り物の答弁をいただきました。

桑山政治とは違う宮地らしさのあり方、何かやっぱり、申請書類を一度、宮地さん。白紙に戻して、再び領家の申請書が公募条件に合致できるかどうかを見て、領家でやるんならやる。これが、宮地らしさではないんでしょうか。さらに、この点では、管理者だけではなく、市民の方や、議員さん、行政の皆さんに厳しく要望しておきますが、いよいよ宮地市長にな

って領家でやることになった、やった、やった、いくら反対しても出来るがな。反対する住民の会が、いくら騒いでも、わしらが勝ったがな。やれるがな。こういう式に、得てしてこの話しはなりがちです。行政の責任で、そんなおごり高ぶった事態や、反対している住民を嫌ったり、差別したり、いじめたり、町内から追い出すようなこと。こんなことが無いようにしてください。そして、これから、事業推進をするとしても、私はすべきではないと思っておりますけれども、絶対に、宮地市長をつくりだした人たちが、領家で建設することに未だ納得していない。反対している。その人たちを説得できないままに、ここで足を踏み出そうとしているわけです。苦渋の選択があるとは思いますが、依然として反対者がおるといふ、この事実を、市民の皆さんも、管理者も、副管理者も、職員も、議員も、地域の人も、みんなが理解をして、1つでも反対する人々の心が和む施策を考えているというのが、まさに、宮地らしさの真髄ではありませんか。このように思えて私は仕方がないんです。そして、領家の町内、分裂を固定化する方式ではなく、元の仲良しで静かな領家を取り戻すように行政の責任でやって下さい。このことを答弁をしていただきたいと思っております。

5つくらいの桑山さんとの違いを答弁されました。それは一定評価すると申しておきます。11億円といわれた事業費の削減。少し別のことでお尋ねしますが、熱回収施設とリサイクル施設の合体による経費の変化はないのかどうか。当面だけですが、最終処分場の二分の一にする建設費。これらは少なくとも11億とは別の事業削減になるのではないかとお尋ねしますが、どうでしょうか。要望とすれば、ごみの減量化。もっと高い水準へ持っていくべき。稼働予定の平成27年12月が目標となっているんでしょうが、年々の減量化をもっと大胆に増やす。そして、27年にこだわらないで、もう少し先を見通して、例えば、25%、30%これらの減量化をめざしてほしいと思っておりますが、これは、要望だけにしておきます。

さて、議案9号、10号、11号などの提案の仕方。どう考えても、どう聞いてみても、やっぱり、多少、邪道の臭いがするなということを述べておきます。これも答弁はよろしい。11号監査委員については、別途指摘もしております。やっぱり、どうもおかしい、納得いかんということも言うだけ言うときますから。答弁はよろしい。

さて、2千5百万円の土壌調査。有害物質が環境基準値を超えて見つかったら、それぞれ法的な措置をこうじる。こういう旨の答弁でした。仮に出たとすれば、領家で事業推進をすれば、この対策にかなりの費用がかかったり、工期が遅れたり、大変な事態が想定されるんではありませんか。何よりも市民、住民の環境への不安は無くなりません。福島原発の放射能漏れではありませんが、環境基準そのものがおかしい。安全という認定そのものがおかしいという世の中になっておるんです。環境基準への住民の意識の変化。これにも対応すべきと思っておりますが、どう思われますか答えて下さい。いつまでも異物などと言わないで、あれは産廃であると断定すべきと思っております。重ねて申しておきますが、さて、答弁で言われた、産廃と疑われるものが今後出てきたら。と言う答弁はいただけません。現地から既に沢山みつかって運び出しとんですよ、産廃を。この沢山埋まっとったのが産廃だと認定しなさいという。これは、大部分が運び出したのは知っとんですよ。埋めた時のものは産廃だと言うべき

じゃないんですか。今、これから調査するのは、主に運び出した産廃のこぼれた産廃。小さなかけら。なによりも、産廃が残した目に見えないダイオキシンとか鉛などの有害物質が土壌の中に混ざると言っとんです。今までに掘り起こされた物質を、なんで産廃と言えないのか明確にしてください。

●議長（松本義隆氏）

はい。宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

はい。末永議員の再質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、この申請書を今、ご覧いただいたところでございますけれども、率直に見てみましても、従来から反対をされておる方が色々と言われることにつきましては私も、私なりに認識をいたしておるところでございます。誤った資料で間違った認識を与えた書類をもとに選定を行った適地選定委員会に間違いを正すべきではないかのご指摘、お尋ねでございます。本来、地元町内会であるべき領家町内会の申請書への記載位置の誤りはございます。提出された申請書等、位置図などの添付書類をもって判断した時に、申請を一時、一度白紙に戻しながら、やり直すこと。という結論に達することはできないと、こういう判断をしたものでございます。

それから、公募で建設予定地を決めたのであれば、協議をするのではなく、直ちに、公募条件を受け入れた覚書のやり直しが必要であり、それができないと事業が前進しないのではないかとのご指摘、お尋ねでございます。公募を行いました当時の処理施設につきましては、溶融方式が主流でございましたが、現在は、資源循環型社会形成方針に従いまして、組合は灰をセメントの原料として再資源化する方式を徹底しておるところでございます。そのため、再度締結いたします協定書におきましては、設置施設を明確にいたしますと共に、焼却灰の資源化が困難になった場合の対応といたしまして、最終処分場に適切処理することで協議をいたしておるところでございます。直ちに、覚書の見直しを行うことが、締結した経過もございまして、ある程度の協議時間が必要でございますけれども、私自身は急がなければならないと。こういうふうに思っておるところでございます。

それから、事業推進する場合でも、再考を求める会の人達を説得できないままに、平成27年12月の稼働を目指して事業推進に入らざるを得ないという苦渋の選択であることは忘れないように。また、町内会の分裂を元に戻すように努力してほしい。ということでございましてけれども、このことにつきましても私は非常に頭を痛めまして、実は、昨日も領家の町内にお邪魔したんですけれども、そのこと等については、私の思い。そういったものを町内の方にお願いをしたと、こういうようなことでございます。今後の取り組みにおきましては、反対をされてる住民の皆さんがおられるということは、十分、私は思いを忘れることなく、可能な修正は行っていく努力はしてまいりたい。こういうふうに思っておるところでございます。また、町内会につきましては、引き続き、積極的に仲介に努めてまいりたい。こういうふうに考えておるところでございます。

宮地らしさということでの指摘がございました。これにつきましては、私自身も非常に、この、どういいますか心を痛めておるところでございます。繰り返し申し上げますけれども、依然として、もう本当に、この、土地が購入されておる現状。そういうことを踏まえながら、やむなく判断したということにつきましては、私自身といたしましても苦渋の選択であった。依然として反対者の方がいるということについては、心しておきたい。心して推進してまいりたいと、こういうふうを考えておるところでございます。なかなか、そうは言いまして、理解をしていただけないというヤジが飛びましたけれども、本当に反対をされとる方につきましては・・・。

●議長（松本義隆氏）

傍聴席の方に申し上げます。ご静粛をお願いいたします。

△管理者（宮地昭範氏）

そういうことで、私の心中をご理解いただきたいというふうに思うばかりでございます。それから、今まで掘り起された物をなぜ産廃と言えないのかとのお尋ねでございます。これにつきましては、前の土地の所有者が残土処理地におきまして、掘り起し運び出したのは産業廃棄物処理とこういうふうになっておりまして、私自身はあまり抵抗がないということだけは申しておきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

●議長（松本義隆氏）

西田副管理者。

△副管理者（西田 孝氏）

はい。お答えいたします。日にちは記憶ございませんが、ブロック協議会において適地選定委員会の報告。領家地区が最高点。それから、為本、安井地区が同列の2位ということでございましたが、正式には安井の方が1点為本地区より良くて、ほとんど差がないので同列2位だというような説明を受けたと記憶いたしておりますが、そうした報告の中で、我々は適地選定委員会を全幅の信頼を置いておりまして、ここで決まったことを尊重しなきゃならないということで、このことで徹底するので異議がないだろうという提案が津山市長の方からあったわけでございますが。私はその時に申し上げましたのは、現地がよくわからない、現地を見てからにしていきたいということでございまして、そしたら当日、これから現地を見に行っておったんでは日が暮れるので、日にちを改めようということで後日になったというふうに記憶いたしております。それで後日現地を見させて頂きました。その私の感想としては、里山でございまして、わが町の立候補いたしておりました為本地区と比べたときに、点数が上位を占めるのも無理はないだろう。ただ、言わせていただければ勝央町からすれば距離が西の方へ寄っておって距離的に、利便性から言いますと大変西に偏っておるなあということを受けましたが、現地そのものは里山であって、点数にこうした差が出たのはやむを得ないだろうなあというような感じでございます。その後議論を、首長さんがたて議論をいたしました。特段の問題も、議論も問題もなしに領家に決定されたように記憶をいたしております。以上でございます。

●議長（松本義隆氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

ただ今の質問であります、公募要件にあります鏡野町下原上あるいは下原下というところが共同申請者になっていないという事実のご指摘であります。私といたしましてはごみ処理センター建設候補地の募集につきましての応募方法には、応募は地元町内会、及び周辺町内会の代表、ならびに地権者の申請、共同申請とすると記載されております。周辺の全町内会が共同申請者になっておるとするのが最も良いと思いますけれども、代表となる町内会が記載されております。この申請書類はそのご指摘のようなことはないと思っておりますので何とぞご理解頂きたいと思えます。

●議長（松本義隆氏）

村上事務局長。

△事務局（村上事務局長）

はい、それでは私の方から土壌の再質問についてお答えをいたします。今回の土壌調査の結果、有害物質が仮に出た場合、住民の方の環境への不安、環境基準への意識の変化にも対応すべきではないかということでございます。

今回の土壌調査の目的は、新たに改変する箇所の工事に伴う土壌の安全性の確認、将来の環境監視の観点から行うものでございます。今までの組合の調査結果をみると、今回の調査で環境基準を超えた土壌汚染につながる可能性は少ないと考えております。しかし、今後環境基準への住民の方の意識の変化に対し、施設建設を安全・安心に進めるには、より丁寧な対応を行うことが必要であると考えております。以上です。

●議長（松本義隆氏）

河島事務局次長。

△事務局（河島事務局次長）

はい。熱回収施設とリサイクル施設の合築による経費の変化はないのか、最終処分場の二分の一化による建設費の変化はないのか、建設費の圧縮とすべきではないのかとのお尋ねでございます。現在、概算といたしまして11億円の節減を見込んでおりまして、合築による経費の変化は見込んでおりません。これから詳細な検討の中に盛り込んで反映できるようにして参りたいと思っております。また最終処分場の建設につきましては当初から全額交付金対象として1期15年の埋立を計画しているものでございます。

●議長（松本義隆氏）

4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

答弁いただきまして、さらにお尋ねをいたします。まず、誤った資料で間違った認識を与えたという、申請書類のことです。答弁では申請を無効とする結論に至らなんだとか、記載位置の誤りはあったと言ったと思えます。記載位置の誤りじゃないんです。書いとること

が間違うと言よん。上か下かいうことを言ようらんのよ。何でこれを位置じゃいうことに置きかえるんなら。もっぺん答えて下さい。無効ということ答弁しましたが、私は申請をやり直してもらえと言よん。公募条件に合うた申請書類でないとダメでしょうと言よん。無効とか何とか言ようらんの。もういっぺん答弁して下さい。公募条件で地元町内会がどうも今のところ同意できんとすれば、ますます応募した町内が領家ではないということ物語るんじゃないかな。公募条件に応じた町内会だったら3点セットを素直に受けるというのは当たり前のことなんじゃ。うちの孫でもわかる論理なんじゃ。それがどうも納得できんいうのは明らかに、自分らが真の申請者でないいうことを物語っとるんでしょがな。そんなことを言えば言うほど墓穴を掘るといふんじゃ、これは。どう思いますか答えて下さい。無茶なことをさしちやいけません。選定委員会での課題は、副管理者の西田さんから答弁を頂きました。山崎さんからも答弁いただきました。私は6月の25日のあの最終決定を皆さん方がされたとき、傍聴しておりました。今答弁をした、里山の課題だとか、為本の課題などは確かにあったと思いますが、全体の感じでは、まあ、津山の市長、管理者の言うことを黙って聞いて、決めてからは私にも物が言えるんでしょがなあと奇しくも西田さんが言われた。決めるまではものを言うでないような感じでした。ましてや私が指摘したり今日配ったそんな書類はおくびにも出て来ん。そういう意味では失礼ですが、めくら判を押したような感じで領家を決めたとやわにゃあいけんと思ふ。改まって西田さん、大変申し訳ないが、過去の経緯じゃなくってその書類を見てどう思いますか、答えて下さい。

さらに、山崎さんにお尋ねしますが、まあ失礼ですが恐るべき答弁ですね。代表となる町内会でよいいうてどこへ公募様式に書いとんなら。隣接する町内の代表者が全て共同申請者になると理解する書類でしょうがな。一步譲ってあなたがいう答弁がいいなら、鏡野町の方々が中北下と、これもおそろべきことですが領家を隣接町内会としますいうて認めたら中北と領家が隣接町内にハンコを押したと、このくだりがあるんならあんの言う、こういった答弁が合うと。全然そんなことはないでしょうがな。すなわち中北も鏡野の下原の上下もいるんですよ。共同申請者の印鑑が。領家がそんなところからおかしいんじゃないん、こっちにやわにゃあいけません、行の間違いじゃないんじゃこれは。

時間がありませんから、細かく言えませんが、経過を調べたら広い、空いとるね、申請書の上が広く空くん。エナの黒いハンコがあるん。ここが空白だった。エナが一番最後にハンコを押したいうて言ようるんじゃ。すなわち行を間違ふことはないんじゃ。領家が申請者だったらエナが今ハンコがあるところへ領家の町内会の個人の名前を書いとけばよかった、書けるんじゃ何ぼでも。太平洋が空いとったんじゃここは、真っ白けだ。どこがどねえにいあんだ方狂うて、あくまであの書類が正しげなことを言ようるんならな。もういっぺん答えて下さい。私を納得させてみられえ。この本会議場で。そしたら反対じゃ何じゃあいうて大きな声を議会でされえですむんですがな。ここのところをきっちりしてくれえと言よんじゃ私は。それがない限り領家で事業推進するいうて大きな声をしてあんだがたが説明しても納得できん。副管理者の方々も失礼ですが、この申請書を今日初めて見るようなことで、こ

れが正しいと思うんだったら仕方ありませんが、少しでもおかしいと思うんだったら、宮地さん何でもかんでも早うやりんさいやりんさいばあ言えれんでしょうがな。議員さんもみんな一緒ですがな。この間違うた書類をどないするんならと、真剣にみんなが頭を合わせて、膝を突き合わせて、考えて、考えて、それで私を納得さしてみられえ。そんなことをせずにねえ、ともかくここまで来て緊急の課題で、喫緊の課題で、はようごみをやらにゃあいけまいがな。そんな論法どこにできるんなら。何度考えても私にはそれが納得できんです。答えて下さい。

掘り起こされた物質。産廃。掘り起こしたやつを、掘り起こしてこれを運んだのは産廃。これは2回目の産廃。そんなことを聞きようらん。埋めた時、これを埋めたものは産廃じゃがなと言ようん。ここを異物というからおかしいと。市長は、私は産廃と言うのにあんまり抵抗はない言いよんじゃ、何で村上さんあんたらが異物じゃ言う、市長がそう言よん、抵抗がない言よんじゃから今日から言いなさい。もういっぺん答弁して下さい。

それからその他、市長と、反対している方々の関係など繰り返しません。やっぱりね、その人たちの気持ちというものを汲んだら、今大きな声をした、覚書のことは大きな声をしておりませんけれども、申請書なども含めて、やっぱり真剣にね、やらなきゃいけないと思うん。覚書も元々だったら、誰が考えても公募条件にあるんじゃけん町内会が抵抗するようなことじゃないでしょうがな。それを抵抗するというのはやっぱり自分が申請者でないけん抵抗できるんじゃ。そしたらますます申請書が間違つとると、ここに戻って行くん、ここに。三段論法なんじゃ、これは。何でそんなことがあんたがたに出来んのならな。それ以外の回答はまあ後日いうことにしましょう、今日は。時間がありませんから。

●議長（松本義隆氏）

はい、村上事務局長。

△事務局（村上事務局長）

はい、私の方から先ほどの、異物ということに対してお答えをいたします。私ども最初異物と言った時にこれほど嫌がられる言語とは思っておりませんでした。ただ、その時思っておりましたのは、私どもの部署では、一般廃棄物、産業廃棄物を言い分ける部署ではないということで、総称して申したものでありまして、異物という言い方が非常に、何とか気持ち逆なですと言いますか、腹が立つような表現であるんなら、例えば「不適切物」と言うふうに言い替えさせて頂いたらと、今のところではこれぐらいしか知恵が出ません。よろしくお願いします。

●議長（松本義隆氏）

はい、西田副管理者。

△副管理者（西田 孝氏）

この申請書を見てどう思うかという質問でございますが、私は冒頭申し上げましたように、事務局なり、また適地選定委員会の方を、全幅の信頼を置いてやる意外に、地権者がどなたであるか、あるいは町内会の代表がどなたであるか名前を書かれとつても、さっぱりわから

んわけでございます。我々としては、ですからこうした書かれとる名前とか内容とかいうものについては事務局なり、また私も申請しておった為本地区の代表もそう言うておられましたから、オリエンテーリングというんですかヒアリングと言うんですか、2回受けた覚えが、記憶がございますが、その時にいろんなことを尋ねられました。選定委員会までに、そういう段階でそうした間違いがあったりいろいろとするんであればクリアしておるものというふうに理解いたしておりましたんで、事務局なり、それでないと地権者がどなたの土地なのか、あるいは町内会の代表者がどなたなのかということを書かれとって我々にはそこまではわからない、事務局なり適地選定委員会の方を全幅の信頼を置いてやる意外になかったというふうに思っておりますのでご理解頂きたいと思います。

●議長（松本義隆氏）

はい、山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

再質問でありますけれども、議員申されたように過程の中ではその指摘をしたというふうに記憶があるわけではありますけれども、あくまでも審査する側におきましては、やはり、町内会代表というふうなことが記載をされておるというふうなことで、この書類は可とする、というふうなことをたまわっております、というふうなことで今経過をしておるといふふうなことでありますので、ご了承頂きたいと思います。

●議長（松本義隆氏）

はい、4番末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

ふたりの副管理者の方、確かに西田さんの言われた、名前だけじゃわからん。まあ、もう仕方がないことですが、この申請書にある地元町内会代表山岡なにがし、この人は連合町内会の会長さん。小山さんというなにがしは周辺町内会の代表というところへある、これが領家の町内会の会長さん。それをまとめたこの一覧表を見て下さい。申請者というところの領家、地元のところに領家町内会長というのと、連合久米支部長会とこう2つ書いてある。ここがおかしきろうという。領家町内会はこの申請書では町内会代表、周辺町内会というところに小山と書いてあるこれが地元です。じゃから書類を偽つとると。ちょっと時間が延びてもこらえて下さい。大変すみません。書いとると言つとるんです。そうやってきたら多少見方が違うでしょう。山岡さんはあくまで久米連合町内会長さんが申請者なんです。地元町内会なんです。それをこの一覧表では二段目に書いている。領家町内会、まさに管理者が答えた行が違ふ、行が。これ偽つとりまするがな、行が。それでこの申請書見てみられえ、会社のここが一番最後に押した言いよんで。山岡さんが一番に書いた。そして小山さん、重松さん、こう続いたの。行も何も違ふちゃおらんそのものずばり。小山さんは周辺町内会じゃゆうて書いたんですから。今さらあれやこれや言い訳をしたり、述べるようなことじゃないでしょう。明らかにこの申請書は間違つとる。間違つとつたら正すのが宮地さん。こう言つとんです。今日からでもせめて申請書類ぐらいやり直してくれんかと、公募の条件に応じた申請書

でなかったら末永に怒られてかなわんがな。それをみんなが寄り集まって知恵を絞るのが、今あなた方がすべきことじゃないかいうて私は言よんじや。宮地さんに対して早うやらにゃあいけまいがな、喫緊の課題じゃがなどないしょんな早うやれ早うやれいうて、けつを叩くばあが能じゃないと言うとんですよ。何でこれがわからんのなら、皆さん方には。涙が出て辛うてかなわんがな。

異物も一緒。不適切物言うたんか。何ならこりや。あっさりと言やあええがな言よん。言うたら困ることがあるんじゃないかな。今さら産廃じゃと言えんのじゃあないんかな。産廃じゃ言うたら県の指導、国の指導含めて、産廃処理には厳しいチェックが入る。ここに、あなた方が産廃と言えれない、最大の問題が私はあると見とんです。不適物じゃあ異物じゃあ言よったらそれほど国や県から叱られん。産廃じゃ言うたら、埋めた業者は誰なら、誰が許可したんならと、ここまで追求されるんです。これが今の環境行政なんですよ。何で異物と言えんともういっぺん言うて下さい。これで終わります。

●議長（松本義隆氏）

答弁をどなたか。村上事務局長。

△事務局（村上事務局長）

はい。答えの部分も議員がさっき言われたような感じもしまして、特に私の方で産廃、一廃ということは言えないということでございます。よろしくお願いします。

△4番（末永弘之氏）

管理者何か一言。ありましたら。

●議長（松本義隆氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

どうも、いろいろこの議会のために大変頭を痛めておりますけれども、今の産廃の問題についてはねえ、私は確かにそういうふうにも思ってもいいという認識をしておるんですけれども、ここらについては、まあ全く意思統一をせずに私の見解ということで申しておるんですけれども、ここらについては今一度ですね、中で議論していきたいと、こういうふうに思います。それからもう一つ、本当に、私自身はご指摘されておりますようにね、どうしてこういう形が起こったのかということについては全くわからんです。わからん言いますのがね、本当あの、やっぱり皆さん方、反対されとる皆さん方がこういったことから問題ですよというご指摘が、本当にわかります。ただね、私自身が昨年3月2日に市長に就任させていただきましたね、いろんなご意見がございまして、はっきり言いまして。ごみの問題について。一体この市長はいつまでこの問題をですね、牛のよだれのごとく放置しとくんかと。こういうようなことも含めてございまして。したがって私は、まあこの間も反対をされる方と色々お話をしましたけれども、土地が購入されとる以上、もう私はこの事業を進めざるを得ませんということをおね、あの時申したんです。まあそういうことございましてね、なかなか話そのものがこう、私どもが従来から答弁させて頂いておることが、かみ合わんと言いますか、

全く答えになっていないというご指摘については私なりに理解をしておるつもりでございます。まあ以上で、これ以上のですね、私の方から、どう言いますかね、これということが出まenseんのですけれども、ひとつお許しを頂きたいと、こういうふうに思っておるところでございます。

△4番（末永弘之氏）

ちょっとオーバーしとるんですけど一言だけ言わせて下さいませんか。わがまま言います。

●議長（松本義隆氏）

はい、質問者へお伺いしますが、時間も相当経過しておりますので、簡潔に。はい4番。末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

すみません。わがまま言って申し訳ないんですけどね。やると仮定しても、この申請書類のこの間違いはやっぱり正さにゃあいけん。これを言うとするんですよ。確かに頭が痛いし、苦渋だろうと思うんですけど、こんなものを放っとしてしもうて、やりさえしたらええということにはならんということをおは言っとしてそれだけ厳しく再度申し上げて終わります。すみませんでした。

●議長（松本義隆氏）

以上で通告による質問・質疑は終わりました。それでは、先程配付いたしました資料の回収をここでお願いしたいと思います。

[資料 回収]

●議長（松本義隆氏）

はい。討論につきましては通告がございません。

これより採決に入りたいと思いますが、ただいま上程いたしております日程第7の案件についてそれぞれ分割して採決を行いたいと思います。

まず、議案第9号について採決いたします。お諮りをいたします。本案を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

●議長（松本義隆氏）

起立全員と認めます。よって、議案第9号については、原案のとおり可決することに決しました。次に、議案第10号について採決いたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

●議長（松本義隆氏）

起立全員と認めます。よって、議案第10号については、原案のとおり可決することに決しました。次に、議案第11号について採決いたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

●議長（松本義隆氏）

起立全員と認めます。よって、議案第 11 号については、原案のとおり可決することに決しました。次に、報告第 2 号について採決いたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

●議長（松本義隆氏）

起立全員と認めます。よって、報告第 2 号については、原案のとおり承認することに決しました。

日程第 8 監査委員の選任について

●議長（松本義隆氏）

それでは、日程第 8 議案第 7 号 津山圏域資源循環施設組合監査委員の選任についてを議題といたします。本案は本日提出され、お手元に配付のとおりであります。

この際、管理者の提案理由の説明を求めます。宮地管理者、登壇。

△管理者（宮地昭範氏）[登壇]

ただいま上程されました議案につきましてご説明申し上げます。

議案第 7 号 監査委員の選任についてにつきましては、議会議員のうちから選任する監査委員に岡本良市氏を選任いたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項及び組合同規約第 14 号第 1 項の規定により議会の同意をお願いいたすものであります。

何卒よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

●議長（松本義隆氏）

提案理由のご説明はただいまお聞きのとおりであります。

お諮りいたします。本案については、質疑・討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[承認 「異議なし」と呼ぶ者あり]

●議長（松本義隆氏）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 7 号 監査委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

この際、管理者よりご挨拶があります。管理者 登壇。

△管理者（宮地昭範氏）[登壇]

本日は、大変ご多忙のところ平成 23 年 8 月組合議会臨時会にご出席をいただきまして、ただ今は諸議案につきまして適切にご議決を賜り、誠にありがとうございました。

今後とも、新クリーンセンターの施設完成に向けまして、最大限の努力をいたす所存でございますので、議員の皆様方におかれましてはご指導、並びにご支援のほど心よりお願いを申し上げます。本日は大変ありがとうございました。お世話になりました。

●議長（松本義隆氏）

これをもちまして、平成 23 年 8 月津山圏域資源循環施設組合議会臨時会を閉会いたします。本日は大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

午後 5 時 47 分 閉会

地方自治法 1 2 3 条 2 項の規定により、本会議の顛末をここに証するため、ここに署名する。

平成 2 3 年 8 月 2 7 日

議事録署名人 津山圏域資源循環施設組合議会 議長 松 本 義 隆

津山圏域資源循環施設組合議会 議員 岡 安 謙 典

津山圏域資源循環施設組合議会 議員 日 並 克 己

平成 23 年 8 月津山圏域資源循環施設組合議会臨時会発言通告一覧表

平成 23 年 8 月 27 日

区 分	番目	氏 名	件 名	答弁者
議 案 質 疑	1	末 永 弘 之	①施策のあり方について ②補正予算(議案第9号)について	管理者 副管理者